

三島ワークハローワーク月報

平成28年12月号

三島公共職業安定所

TEL 055-980-1300

伊東出張所

TEL 0557-37-2605

熱海市ふるさとハローワーク

TEL 0557-82-8655

伊豆市地域職業相談室

TEL 0558-74-3075

平成29年1月1日より

65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります！

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

①平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例①参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出してください。

②平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し1月1日以降も継続して雇用している場合【次ページ例②参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※3）してください。

③平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【次ページ例③参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

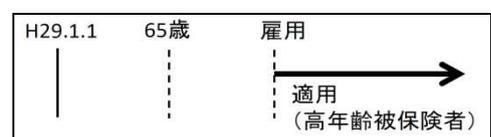
（※3）「資格取得届」の提出期限は原則「被保険者となった日の属する月の翌月10日まで」ですが、上記②のケースには特例があり、平成29年3月31日までに提出をお願いいたします。

適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例

《例①》平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、**雇用した日の属する月の翌月10日までにハローワークに届出を**してください。

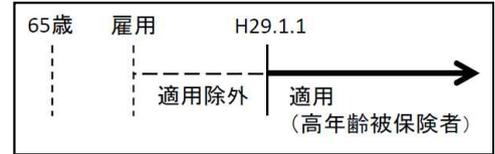
雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出を**してください。



《例②》平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

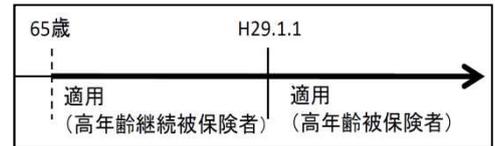
平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、**平成29年3月31日までにハローワークに届出をしてください。**

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。**



《例③》高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



65歳以上の労働者の雇用保険適用に関するQ&A

Q1 65歳以上の方も雇用保険料を徴収する必要がありますか？

A1 保険料の徴収は、**平成31年度までは免除**となります。保険料率は、毎年変更になる可能性がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

【雇用保険料率について】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

【参考】平成28年度雇用保険料率	保険料率	事業主負担分	労働者負担分	備考
一般の事業	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{4}{1000}$	農林水産・清酒製造業は $\frac{13}{1000}$ 、建設業は $\frac{14}{1000}$

Q2 労働者が雇用保険の適用を希望しない場合はどうすればよいのですか？

A2 雇用保険の適用は、労働者や事業主の希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば必ず適用となります。

Q3 平成28年12月末までに65歳以上の者を雇用したが、平成28年12月末までに退職した場合や平成29年3月31日までの届出をする前に退職した場合は、どのような手続きが必要ですか？

A3 平成28年12月末までに退職した場合は、手続きは不要です。

平成29年3月31日までの届出をする前に退職した場合は、平成29年1月1日から退職までの間は雇用保険の被保険者となりますので、被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届に雇用保険被保険者資格取得届も添えて提出してください。

平成29年1月1日より

65歳以上の方も各給付金の対象となります！

高年齢求職者給付金について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給さ

れます（年金との併給が可能です。）。

なお、給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定（※a）を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた給付金が支給（※b）されます。

（※a）受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

○離職していること

○積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること

○離職前1年間（病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができます）

に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算）あること

（※b）被保険者であった期間が1年以上の場合：基本手当日額の50日分
被保険者であった期間が1年未満の場合：基本手当日額の30日分 } が一時金として支給

育児休業給付金、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

教育訓練給付金について

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者（平成28年12月末までに離職した方は、高年齢継続被保険者）として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が1年以内の方も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

平成29年1月1日より

育児休業・介護休業給付金の要件を見直します！

【育児休業給付金】

育児休業給付金の対象となる子の範囲について

養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となります。

有期契約労働者の育児休業支給要件について

有期契約労働者は、育児休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがある、③子が2歳に達する日まで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要がありますが、このうち、②は廃止となり、③は「2歳⇒1歳6か月」に緩和されます。

【介護休業給付金】

対象家族の拡大

祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、「同居かつ扶養」の要件を廃止します。

介護休業の取得回数について

介護休業給付金は、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度として対象としていましたが、通算93日分を最大3回まで分割して取得することが可能になります。

有期契約労働者の介護休業給付支給要件

有期契約労働者は、介護休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②93日経過後も雇用継続の見込みがある、③93日経過後から1年を経過するまで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要があるが、②の要件は廃止となり、③の要件は「1年⇒6か月」に緩和されます。

※ 平成28年8月1日以降に開始した場合の給付率を引き上げました（賃金の40% → 67%）。

【お問い合わせ先】

●雇用保険の適用、育児休業・介護休業給付金に関すること→雇用保険課 適用係 ☎055-980-1304

●高年齢求職者給付金、教育訓練給付金に関すること-----→雇用保険課 給付係 ☎055-980-1303

有効求人倍率の推移

	27/10月	11月	12月	28/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
三島所	1.38	1.47	1.56	1.44	1.45	1.48	1.32	1.22	1.28	1.27	1.38	1.36	1.36
三島	1.39	1.50	1.56	1.45	1.44	1.44	1.30	1.15	1.21	1.18	1.27	1.26	1.30
伊東	1.35	1.38	1.55	1.42	1.50	1.60	1.39	1.46	1.57	1.61	1.76	1.71	1.57
静岡県	1.23	1.24	1.25	1.24	1.25	1.27	1.36	1.35	1.34	1.36	1.34	1.36	1.39
全国	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36	1.37	1.37	1.37	1.38	1.40

(注) 静岡県・全国は季節調整値

職業紹介関係主要指標

項目	年月	平成28年10月	平成28年9月	平成27年10月	対前月 増減率(差)	対前年同月 増減率(差)	
		1 新規求職申込件数	1,097	1,157	1,292	▲ 5.2%	▲ 15.1%
I 全 数	2 月間有効求職者数	4,392	4,401	4,645	▲ 0.2%	▲ 5.4%	
	3 新規求人数	2,000	2,355	2,512	▲ 15.1%	▲ 20.4%	
	4 月間有効求人数	5,956	5,978	6,401	▲ 0.4%	▲ 7.0%	
	5 紹介件数	1,478	1,545	1,879	▲ 4.3%	▲ 21.3%	
	6 就職件数	396	375	455	5.6%	▲ 13.0%	
	7 充足数	322	317	367	1.6%	▲ 12.3%	
	8 新規求人倍率(3/1)	1.82倍	2.04倍	1.94倍	▲ 0.22P	▲ 0.12P	
	9 有効求人倍率(4/2)	三島本所	1.30倍	1.26倍	1.39倍	0.04P	▲ 0.09P
		伊東出張所	1.57倍	1.71倍	1.35倍	▲ 0.14P	0.22P
	10 就職率(6/1 × 100)	36.1%	32.4%	35.2%	3.7P	0.9P	
	11 充足率(7/3 × 100)	16.1%	13.5%	14.6%	2.6P	1.5P	
II 一 般	12 新規求職申込件数	710	756	838	▲ 6.1%	▲ 15.3%	
	13 月間有効求職者数	2,821	2,859	3,061	▲ 1.3%	▲ 7.8%	
	14 新規求人数	1,047	1,224	1,257	▲ 14.5%	▲ 16.7%	
	15 月間有効求人数	3,135	3,080	3,299	1.8%	▲ 5.0%	
	16 紹介件数	978	1,025	1,311	▲ 4.6%	▲ 25.4%	
	17 就職件数	220	227	273	▲ 3.1%	▲ 19.4%	
	18 充足数	162	170	208	▲ 4.7%	▲ 22.1%	
	19 就職率(17/12 × 100)	31.0%	30.0%	32.6%	1.0P	▲ 1.6P	
III パ ー ト タ イ ム	20 充足率(18/14 × 100)	15.5%	13.9%	16.5%	1.6P	▲ 1.0P	
	21 新規求職申込件数	387	401	454	▲ 3.5%	▲ 14.8%	
	22 月間有効求職者数	1,571	1,542	1,584	1.9%	▲ 0.8%	
	23 新規求人数	953	1,131	1,255	▲ 15.7%	▲ 24.1%	
	24 月間有効求人数	2,821	2,898	3,102	▲ 2.7%	▲ 9.1%	
	25 紹介件数	500	520	568	▲ 3.8%	▲ 12.0%	
	26 就職件数	176	148	182	18.9%	▲ 3.3%	
	27 充足数	160	147	159	8.8%	0.6%	
	28 就職率(26/21 × 100)	45.5%	36.9%	40.1%	8.6P	5.4P	
	29 充足率(27/23 × 100)	16.8%	13.0%	12.7%	3.8P	4.1P	

(注) (全数)=(一般)+(パート)

(注) ▲は減少率(差)、Pはポイントである。

雇用保険関係主要指標

項目	年月	平成28年10月	平成28年9月	平成27年10月	対前月 増減率(差)	対前年同月 増減率(差)	
		雇用 保 険	適 用	適用事業所数	5,156	5,142	5,034
被保険者数	70,163			70,360	69,781	▲ 0.3%	0.5%
資格取得者数	1,146			816	895	40.4%	28.0%
資格喪失者数	1,047			942	992	11.1%	5.5%
離職票交付枚数	562			592	626	▲ 5.1%	▲ 10.2%
給 付	受給資格決定件数	295	289	332	2.1%	▲ 11.1%	
	受給者実人員	1,078	1,132	1,056	▲ 4.8%	2.1%	

(注) ▲は減少率である。